

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和7年第1回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和7年3月6日(木) 開会：午前9時59分 閉会：午前11時45分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第11号 市道路線の廃止について

議案第12号 市道路線の認定について

議案第13号 令和6年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算

議案第16号 令和6年度筑西市水道事業会計補正予算(第3号)

議案第23号 筑西市健康づくり事業基金条例の制定について

議案第25号 筑西市手数料条例の一部改正について(分割付託)

議案第33号 筑西市営住宅条例の一部改正について

議案第34号 筑西市下水道条例の一部改正について

議案第44号 工事請負契約の締結について

4 出席委員

委員長 三澤 隆一君 副委員長 森 正雄君

委員 塚田 砂与君 委員 吉富 泰宣君 委員 田中 隆徳君

委員 増渕 慎治君 委員 堀江 健一君 委員 秋山 恵一君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 宮川 尚訓君

委員長 三澤 隆一

○委員長（三澤隆一君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおり、市道路線議案2案、補正予算議案2案、条例議案4案及び契約議案1案について所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。また、筑西市議会基本条例第19条による議員間討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに経済部です。議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第13号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

それではまず、産業戦略課から説明を願います。

千葉産業戦略課長、お願いします。

○産業戦略課長（千葉卓也君） 産業戦略課の千葉でございます。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○産業戦略課長（千葉卓也君） 議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、産業戦略課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、12ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入でございます。上から3段目でございます。款18寄附金、項1寄附金、目12節1、説明欄1企業版ふるさと納税寄附金に1,175万円の増額をお願いするものとなります。これは、本市の地方創生の取組に対しまして、本市の区域外に本社を置く企業様からの寄附金が当初見込みの1,500万円を上回る2,675万円となったことから増額補正をするものでございます。なお、この企業版ふるさと納税寄附金は、14ページの基金管理費以下、計18事業の財源として充当する財源更正を行っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

森委員。

○委員（森 正雄君） 企業版ふるさと納税なのですがけれども、これたしか延長か何かになる。

○委員長（三澤隆一君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） 森委員のご質疑にお答えいたします。

3年の延長というふうに国のほうで定めております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） このふるさと納税については、基本的には寄附をした企業に対して経済的な付与といいたいでしょうか、そういうことが禁止されていると思うのですけれども、例えばそういった経済的付与というのはどういうことなのか教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） お答え申し上げます。

一例を挙げさせていただきますと、寄附金をいただいた企業、そちらに対して契約の便宜を図るであるとかというものが例示されているものでございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） いわゆる禁止されたような経済的付与とかそういったものがあつた場合に、基本的にはどういったペナルティーがあるのか、その辺教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税、その制度を使える自治体から外れてしまうというのが一番大きなペナルティーかと考えております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

なお、執行部から提出のありました資料をタブレット端末に格納しております。

それでは、荒井ふるさと整備課長、よろしく願いいたします。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） ふるさと整備課、荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第13号のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明申し上げます。初めに、4ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正（追加）でございます。款6農林水産業費、項1農業費、事業名圃場整備事業（経営体・黒子北部地区）288万2,000円及び畑地帯総合整備事業（成井・鷺島地区）409万2,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは、黒子北部地区及び成井・鷺島地区において県営土地改良事業を実施するための計画書策定業務を委託しておりましたが、計画書策定に必要な営農意向調査の未回収者や事業に対する未同意者への対応に時間を要しているため、期間の延長が必要となり、計画書の完成後に委託料を支払うため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

事業箇所でございますが、参考資料の図面を御覧ください。令和7年第1回定例会補正予算実施箇所図を御覧願います。図面のAが圃場整備事業（黒子北部地区）、図面のBが畑地帯総合整備事業（成井・鷺島地区）でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。第4表地方債補正（変更）でございます。表の1行目、県営かんがい排水事業の限度額を350万円増額し1,720万円に、その下の行、県営圃場整備事業の限度額を1,860万円増額し4,290万円に、それぞれ借入れ限度額の変更をお願いするものでございます。これは、いずれも令

和6年度の事業費確定によるものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入でございます。款22項1市債、目6農林水産業債、節1農業債2,210万円の増額をお願いするものでございます。内訳ですが、説明欄3県営かんがい排水事業債350万円の増額、その下6、県営圃場整備事業債1,860万円の増額は、いずれも令和6年度の事業費確定によるものでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。3歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金2,311万1,000円の増額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄、圃場整備事業（経営体・蓮沼地区）1,629万6,000円の増額、続きまして20ページの説明欄、圃場整備事業（経営体・大川北地区）198万円の増額、その下、農業用河川工作物応急対策事業（赤井戸堰）820万円の増額、その下、農業水路等長寿命化・防災減災事業（鶴田揚水機場）336万5,000円の減額は、いずれも令和6年度県営事業の事業費確定に伴い、負担金を変更するものでございます。

実施箇所でございますが、参考資料の図面、令和7年第1回定例会補正予算実施箇所図を御覧ください。図面のCが圃場整備事業（蓮沼地区）、図面のDが圃場整備事業（大川北地区）、図面のEが農業用河川工作物応急対策事業（赤井戸堰）、図面のFが農業水路等長寿命化・防災減災事業（鶴田揚水機場）でございます。

最後に、目7霞ヶ浦農業用水推進事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、霞ヶ浦用水建設推進費184万2,000円の減額をお願いするものでございます。これは、令和6年度霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業の事業費確定に伴い、負担金を変更するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 20ページの最後の課長にご説明いただいた減額のところ2つあるかと思うのですが、農業水路等長寿命化・防災減災事業の部分の減額ということは、当初見込んだ金額があったかと思うのですが、基本的に一般財源と、あと地方債が結果的にはそこまでかからなかったのか、この一般財源と地方債の部分を減額にできましたよという理解でいいのですよね。いかがでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

鶴田揚水機場でございますけれども、こちらは県のほうの事業費の確定という通知が来ますので、そちらに基づきまして今回は減額になったということでございます。

減額の要因でございますが、こちらにつきましては、今年度はスクリーンの更新工事、機械類の更新工事を行っていたということでございますので、そちらの県の事業費が確定したということで減額になったということでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） スクリーンの工事に伴って減額されるということは、基本的には、その分お金はかかったのだけれども、一般財源を減らしていただいているわけなので、一般財源減っているということは、その分どこからかの、あと地方債も減っているわけなので、その分、基本的に減額ということはお金

はかけていませんということによろしいのですか。それとも、何らかのかかった部分はどこの補助金とか何かで回りましたという意味になりますかという質問。すみません、基本的なこと聞いて。

○委員長（三澤隆一君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

こちらは県のほうでの事業費確定でございますので、その分からなかったというご理解でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） すみません、承知しました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 黒子北部地区と蓮沼地区の改良についてお聞きしたいのですけれども、黒子北部地区はまだ現在調査中ですよ。これは、いつの時期から工期に入るのですか。

それと、蓮沼地区は既に調査が終えて、平成30年から令和8年度までに完成予定のようではございますけれども、蓮沼地区と黒子北部地区、これ受益者、農家の人は、大体10アールどのくらい経費はかかるのですか。ちょっとそれを聞きたいのですけれども、その2点。

○委員長（三澤隆一君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

まず、黒子北部地区でございますけれども、現在調査中ございまして、令和7年度に促進計画書を提出、意向同意の取得を目指しております、令和8年度以降に国や県の審査、それから本同意を取った上で事業採択の手続に入るような予定となっております。

蓮沼地区でございますが、現在は仕上げの整地工事、それから用水路の工事等を行っております、来年度以降、また排水路の工事であったりとか附帯工事を行った上で完成に至るものと考えております。

受益者負担金でございますが、最近完了したところ、大宝沼地区なのですけれども、そちらの例によりますと、大体1反当たり30万円ほどの工事の地元の負担金がかかるというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） そうすると、黒子北部地区と蓮沼地区も大体30万円ぐらいかかる予定なのですか。

それで、今農家の人は、受益者負担は1万円か2万円ぐらいでできるという話も聞いているのですけれども、これはどういう違いがあるのですか。

○委員長（三澤隆一君） 荒井ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（荒井賢作君） お答えいたします。

農家さんの地元の負担金でございますけれども、30万円と申しましたのは、その後で促進費というのがありまして、農地を集積とか集約する事業でソフトの事業なのですけれども、そちらを行うことによりまして、そのパーセンテージによりまして受益者の負担金が軽減になるという、そういう事業もございまして、それで集積、集約が85%以上いってれば、たしか地元負担金は12.5%かかるのですけれども、そ

ちらの負担がなしになってくるような、段階はあるのですが、そういうような促進事業というものもごございますので、そちらのお話になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） 私もある程度は大体分かっているのですけれども、大区画、1町歩以上とか、60%、70%、今85%と言ったのだけれども、それをすれば受益者負担というのは1万円か2万円ぐらいで済むのだよね。現在のこの試算では約30万円かかるという話ですよ。それによって将来は大規模にすれば、そのパーセントが上がれば上がるほど安くなるというお話でいいのですよね。

○委員長（三澤隆一君） 答弁は結構ですか。

○委員（堀江健一君） いいです。分かっているから。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、議案第23号「筑西市健康づくり事業基金条例の制定について」の審査を願います。

産業戦略課から説明願います。

千葉産業戦略課長、お願いします。

○産業戦略課長（千葉卓也君） それでは、議案第23号「筑西市健康づくり事業基金条例の制定について」の説明をさせていただきます。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の寄附金につきましては、原則寄附を受納した当該年度の地方創生に係る事業に充当することとされておりますが、基金を設置し積み立てることにより、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能とされております。この仕組みを活用いたしまして、今年度にいただきました企業版ふるさと納税寄附金のうち、使い道を市民の健康づくりに資する事業にご指定いただいた寄附金につきましては、次年度以降にも寄附者のご意向に沿った形で柔軟かつ効果的に活用することができるよう、積立て先となる新たな基金「筑西市健康づくり事業基金」を設置するものとなります。

続きまして、条例の内容について説明いたします。1ページを御覧ください。第1条では基金の設置について、第2条では基金の積立てについて、第3条では基金の管理方法について定めるものでございます。

続きまして、裏面、2ページ目を御覧ください。第4条では基金の運用から生じる収益の処理方法について、第5条では基金の繰替運用について、第6条では基金の処分について、そして第7条でこの条例による委任事項について定めるものとなっております。

最後に、附則として、この条例の施行の日を公布日からとするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） すみません、課長、教えてください。題名が筑西市健康づくり事業基金条例になっています。今のご説明だと、新たに健診センターへの寄附の部分というお話がちょっとあったのですが、あくまで健康づくり事業で、ふるさと納税関係でやられたやつで基本的に納税していただいた会社が筑西市の例えば健康づくりに活用していただきよとなれば、特に健診センターとか限定することなく翌年度に

要するに積み立てられるという流れでいいのでしょうか。それとも、それでもまだ健康づくりという一般的な言葉以外はあるのだけれども、限定先というのが例えば健診センターとか限定的な部分についての使い道だとか、その辺はどういうふうな整理をされているのか教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） 吉富委員のご質疑にお答えいたします。

本会議、議案質疑の際にも早瀬経済部長のほうから答弁がありましたが、その使い道につきましては、基本的にはそれを実施する事業を持っている保健福祉部のほうの所管になろうかと存じます。と申しますのは、我々のほうでは企業版ふるさと納税で健康づくりに資する事業ということで、寄附者の方のご意向に沿いましてこの条例をつくらせていただいておりますので、その使い道については具体的な事業を実施する所管部、所管課のほうでお考えいただくというふうになります。ただ、健康づくりに資するというところでございますので、予防的な役割を果たす事業のいずれかに充当されるものと考えております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） そういう意味では、今回条例をつくられるので、新たな案件というのは間違いのないわけですね。条例をつくってまで、要するにふるさと納税来ました、健康づくりに資してください。翌年度にプールするという新たな仕組みが筑西市に発生したので、その場合に、条例がないと基本的にその仕組み運用できないよね。だからこの条例つくって運用しなければいけないよね。ふるさと納税だから基本的に経済部のほうでこの条例はつくりますけれども、実際の運用は保健福祉部ですよと、そういう整理でよろしいのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） お答え申し上げます。

まず、第1条を御覧いただきたいのですけれども、そちらで法律がございます。そちらの規定がないと、まずふるさと納税に使いますよというふうに言えない、国のほうで認めてもらえないというのがございます。ですので、今回の制定に関しましては、企業版ふるさと納税を所管している我々のほうで制定をさせていただいた。来年度以降につきましては、今回積み立てられました額の充用先をどの事業に振り分けるかというのは所管部のほうでないとお考えいただけません。来年度以降、その年度ごとに幾らそれを充用できるか。先ほど議案第13号のほうにもございましたが、14ページ以下で我々の企業版ふるさと納税がどの事業に幾ら振り込まれているというのが御覧いただくことができますが、同じような感じで来年度以降も振り分け先を所管課でご検討いただくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 今回のやつは所管課が保健福祉部というのが確定しているのです、来年度以降保健福祉部のほうでどういう振り分けをするのですよということが基本的に仕組みとして整理できていますということよろしいのですね、そうしたら。

○委員長（三澤隆一君） 千葉産業戦略課長。

○産業戦略課長（千葉卓也君） お答えいたします。

さようでございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（吉富泰宣君） 以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

それでは、議案第23号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決をいたします。

議案第23号「筑西市健康づくり事業基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。建設部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは次に、建設部の審査に入ります。

議案第11号「市道路線の廃止について」審査を願います。

なお、執行部から提出のありました資料をタブレット端末に格納しております。

それでは、道路維持課から説明を願います。

水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） こんにちは。道路維持課の水越です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼します。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○道路維持課長（水越正則君） 議案第11号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。調書番号1番から7ページの調書番号73番までの関城地区73路線の廃止でございます。廃止の延長は2万4,666.45メートルでございます。

調書番号1番から73番の路線につきまして、黒子地区土地改良事業の換地に伴い、対象市道路線を廃止するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長につきましては、記載のとおりでございます。参考資料といたしまして、市道廃止路線位置図及び市道廃止路線全体図を次のページから添付させていただいております。

廃止については以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決をいたします。

議案第11号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第12号「市道路線の認定について」審査を願います。

なお、これも同様にタブレット内に提出のありました資料が格納されておりますので、参考にしてください。

引き続き道路維持課から説明願います。

○道路維持課長（水越正則君） 議案第12号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。調書番号1番の下館地区1路線、調書番号2番から8ページの調書番号85番までの関城地区84路線の認定でございます。認定の延長は85路線合わせて1万8,746.11メートルでございます。

調書番号1番の路線につきましては、宅地分譲開発により造成した道路部分を新規認定するものでございます。

調書番号2番から85番の路線につきましては、黒子地区土地改良事業の換地により認定するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長につきましては、記載のとおりでございます。参考資料といたしまして、市道認定路線位置図及び市道認定路線全体図を次のページから添付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、建設部所管の補正予算について審査を願います。

道路建設課から説明願います。

鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） おはようございます。道路建設課、鈴木と申します。着座にてご説明させていただきますと思います。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願ひします。

○道路建設課長（鈴木政光君） 議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、道

路建設課所管の補正予算についてご説明いたします。

4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、玉戸・一本松線整備事業3億4,000万1,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。理由につきましては、地盤改良工事におきまして施工箇所の地盤を調査した結果、中間での地層に大きな礫が見つかったため、工法、改良深度等の再検討に時間を要すことから、委託料及び工事請負費を繰越しするものでございます。

次に、その下、項3河川費、事業名、鬼怒川・小貝川流域道路排水対策事業（旧鬼怒プロ関連事業）3,556万5,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。理由につきましては、伊佐山地内の排水路整備工事におきまして、ボックスカルバート布設により支障となる水道管の位置や深さが想定より大幅にずれていたことにより、撤去作業に不測の時間を要しボックスカルバート布設工事が遅れたため、委託料及び工事請負費を繰越しするものでございます。

8ページを御覧願います。第4表、地方債補正（変更）でございます。地方債の借入れ限度額の変更をお願いするものでございます。起債の目的の中段、道路新設改良事業につきましては、限度額を1億3,450万円から限度額1億1,850万円に減額をお願いするものでございます。

次に、その下、玉戸一本松線整備事業につきましては、限度額を6億1,010万円から6億1,290万円に増額をお願いするものでございます。

次に、その下、鬼怒川小貝川流域道路排水対策事業につきましては、限度額を2,800万円から1,960万円に減額をお願いするものでございます。以上の3事業につきましては、いずれも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、11ページ下段を御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目8節1土木費交付金、説明欄21、社会資本整備総合交付金につきましては、3,203万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の確定に伴うものでございます。

次に、12ページ下段を御覧願います。款22項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債、説明欄11、道路新設改良事業債1,600万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、節2道路橋梁債、説明欄13、玉戸一本松線整備事業債280万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、13ページ上段を御覧願います。節3河川債、説明欄4、鬼怒川小貝川流域道路排水対策事業債840万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、21ページ中段を御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、説明欄、道路新設改良事業3,554万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の事業費確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

次に、22ページ中段を御覧願います。款8土木費、項3河川費、目1河川総務費、説明欄、鬼怒川・小貝川流域道路排水対策事業（旧鬼怒プロ関連事業）2,062万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の事業費確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 委員長、副委員長、ちょっと関連で、所管外も絡んでくるのですが、関連質疑をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） はい。

○委員（田中隆徳君） それでは、委員長の許可をもらいましたので、関連で、一般論で結構です。もしあれならば部長のほうからもちょうと考え方を聞きたいのですが。先ほど礫が出てきたということで、これが例えば礫ではなくて焼却灰、燃やしたあれが、川島でそういう件がありました。1回。そういったケースの場合、検査しましたと。そうすると、ダイオキシンも出ていなかったと。ヒ素も出ていなかったと。簡単に言うと、何やひっかかる物質が出なかったと。そういった場合、多少の燃えかすとかそういうのを除去しなくてはならないので、今はやりのふるいにかけて、バケット式だったり、いろいろありますよね。ふるいにかけて、ごみを除去して土を落とすと。そういった場合、一般論として、土ごと撤去しますか。それ。何も出なかった場合に、その土を搬出しますか。そっくり取って。何も出ていないものに対しても。その辺ちょっとお伺いします。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） 検査をしてからの話……

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○道路建設課長（鈴木政光君） もちろん検査をして、それで問題なければそのまま搬出作業に入るとは思うのですが。

○委員長（三澤隆一君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 搬出というよりも、ごみは除去しますよね。土は搬出しなくてもいいような気がするのです。普通の一般の土と同じであれば。つまり何も出ていないわけですから、土はわざわざ出す必要がないのではないのかなと。お金をかけて。ごみは取らなくてはならないです。ふるいをかけて。そういった場合、全部土をそっくり取って搬出します。その辺ちょっと。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） 基本的には、問題なければ土はそのまま使う予定です。

○委員長（三澤隆一君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） ですよ。これは所管外なので、まだ議案にも上がってきていないのですが、同じ行政での話ですので、例の幼稚園の残土ですよ。あれを全部そっくり出すというのです。しかも、山形まで持っていくと。検査して出ないものを、多少ありますよね、燃えかすみたいなそういうのは。そういうのは除去しなくてはならないと思うのです。まるっきり除去できますから。きれいにふるい分けて。まるっきり下に落ちたやつは土ですよ。それが何やら問題ない物質が、全く何でもなければわざわざ搬出する意味がちょっと分からなかったのが、建設部はそういった経験もあるでしょうし、プロなので、一般論としてお伺いしたのですが、しないですよ、普通は搬出を。わざわざ予算をかけてまで。常識的に。

○委員長（三澤隆一君） 青木建設部長。

○建設部長（青木 徹君） お答えいたします。

土木工事の場合、その改良工事で土を取るということはあります。その土の中に何か成分が入っている

かどうかというの調査いたします。その土を次に何に使うのかなというところがきっと問題になってくるのかなと思います。うちのほうは、大体は掘削した土を脇の置場に置いて、そのまままた盛土として使うという場合であれば、調査して何もなければ、多少入っていたとしても、そのごみを分別して、バケツできれいにした土は改めて今度の盛土で使うということで、現場内でやって終わりのような、うちのほうの土木工事としてはそのような感じで今までやってきたかなというような感じがします。ですから、次その土をどこかに持って行って、今度何に使用するのかなというところがきっと何か問題あるのかなとは思いますが、うちのほうではその現場で使ったりということです。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 私もそう考えたのです。まだ議案にも上がってきていないので質疑もできないのですが、極端な話、当然出せば埋めなければならないのですよね。そこをまた別の問題で。何もないものをそこまで、意味が分からないのですけれども、出すということらしいので、そういう説明だけなのです。今のところ。一般論で、専門なので、今お聞きしました。委員長、ありがとうございました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

森委員。

○委員（森 正雄君） 21ページの説明の中で、財源になっている社会資本整備総合交付金、これが減額、事業費確定という説明がありましたけれども、基本的には国から来なかったということでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） 我々のほうの要望額あったのですが、その額より下回ったという形でございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 事業費確定という文言で説明をいただくのが当然なのですけれども、結構事業費が、市でやる事業に対して補助が決まったというような解釈に取られる委員もおいでになると思いますので、基本的に国のほうからその交付金が、この補正額出ていますけれども、要求額に対して来なかったという解釈ですよ。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） そのとおりでございます。

○委員（森 正雄君） 以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 4ページの玉戸・一本松線整備事業の繰越明許費補正（追加）、さっきの説明では議長も言っていたけれども、礫が出たとかなんとかと言っていましたよね。だからこれ繰越明許になったという話をしていたよね。素人で礫というのがよく分からないのだけれども、土壌を改良して、かたいやつでしょう。そうすると、土壌改良はやる必要はないというふうに私は思うのですけれども、どうなのですか。教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） 地層までかたい場合もあるのですが、その途中も緩い場合もございます。

そういったものもかたくしなくてはならないものですから、その部分についても土壌改良する予定でございます。

（「もうちょっと分かりやすく」と呼ぶ者あり）

○道路建設課長（鈴木政光君） （続）礫の部分があるのですが、その上には土がございます。その土の部分は改良させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） そうすると、かたい部分がかなりあるとすれば、工事費も結構減額することができると思うのですが、どうなのですか。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） それにつきましては、現場の全体の工程とかそういったものを加味しながら、減額すべきは減額して、見るべきものは見るというような形になりますので。

○委員長（三澤隆一君） 堀江委員。

○委員（堀江健一君） これ3億4,000万円出ていますけれども、まだ調査していないのでしょうか、調査によってかたい部分があればかなり減額されるということでもいいのですか。

○委員長（三澤隆一君） 鈴木道路建設課長。

○道路建設課長（鈴木政光君） 設計している部分までの金額が、地盤改良を使わなければ当然金額のほうは下がってくると思います。それだけではなくて、ほかの部分の附帯工事もございますので、全部総括で見ながらはじく予定でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（堀江健一君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。

次に、道路維持課から説明を願います。

水越道路維持課長、お願いします。

○道路維持課長（水越正則君） 議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」について、建設部所管のうち、道路維持課分についてご説明申し上げます。

4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業1億7,842万8,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。これは、橋梁補修工事及び橋梁点検業務の実施に当たり、河川管理者及び道路使用者等の関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となりましたので、令和7年度に繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。第4表、地方債補正（変更）でございます。地方債の借入れ限度額の変更をお願いするものでございます。起債の目的、橋梁長寿命化事業につきましては、限度額を1億2,710万円から1億510万円に減額をお願いするものでございます。これは、事業費の確定によるものでございます。先ほど森委員からご質疑あったように、補助金の確定に伴う事業費の確定によるものでございます。

続きまして、11ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目8土木費国庫補助金、節1土木費補助金、説明欄36、道路メンテナンス事業費補助金につきまして、2,200万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、道路メンテナンス事業費補助金の確定に伴うものでございます。

続きまして、12ページから13ページにまたがる部分を御覧ください。款22市債、項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債、説明欄14、橋梁長寿命化事業債につきまして、2,200万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、22ページ上段を御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁維持費、説明欄、橋梁長寿命化事業4,400万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、補助金の交付決定額の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 1点教えてください。4ページ目で、課長、検査関係の不測の日数が発生をしていましたよという部分で、何がどうなって不測の日数が発生したか教えていただいてよろしいですか。

○委員長（三澤隆一君） 水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） 特に国補補修、1号と2号の、橋梁4橋あるのですけれども、この工事についてのところでのことなのですが、実際に着工するに当たり、足場の設置とか工事用の搬入路、資材置場、現場事務所の設置など、特に足場の設置などによっては河川の流れによって設置高などの協議にも結構時間を要しますので、その辺で時間を要したというところになります。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 橋梁、筑西市は川が多いので、当然橋は多いのですけれども、国の補助金入れながら年次計画でやっていると思うのです。今回もメンテナンスの費用とか、そういうの出ていますけれども、これからの進め方、橋梁はかなりどこの自治体も、橋梁造ってから随分たつので、傷みが激しいというのはよく報道なんかでも聞きますよね。あと、最近、技術なんかもよくてドローンを使ったり、そういうことも含めてこれからの計画は所管としてどういうふうに考えているのかちょっとお聞きしたいと思っています。

○委員長（三澤隆一君） 水越道路維持課長。

○道路維持課長（水越正則君） 今ご指摘ありましたように、新しい技術とか新しい工法も進んでおりまして、今回の補正でお願いしているところの、先ほど申し上げました橋梁の4橋についても新しい工法で進めております。あと、橋梁修繕計画にのっとなって進めているところでございます。

○委員長（三澤隆一君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

以上で建設部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

〔建設部退室。都市整備部入室〕

○委員長（三澤隆一君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時 5分

○委員長（三澤隆一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは次に、都市整備部の審査に入ります。

議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、都市整備部所管の補正予算について審査を願います。

都市計画課から説明を願います。

根本都市計画課長。

○都市計画課長（根本嘉之君） 都市計画課、根本です。着座にて説明させていただきます。どうぞよろしく願います。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○都市計画課長（根本嘉之君） 議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、都市計画課所管の補正予算についてご説明いたします。

4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款8土木費、項4都市計画費、事業名、市街地活性化支援事業723万8,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。理由につきましては、下館綜合卸センター地区計画変更業務委託及び筑西市都市計画マスタープラン一部改訂業務委託について、関係機関協議に時間を要し、令和6年度内の業務完了が困難であることから、令和7年度に繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 1点だけ。今、マスタープラン関係のプランを変更するのに時間を要しているのです。それ含まれるのでしょうかけれども、具体的にどういうプランを改訂するのに、何がどう時間を要しているのかちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○委員長（三澤隆一君） 根本都市計画課長。

○都市計画課長（根本嘉之君） 関係機関協議、茨城県都市計画課、あと建築指導課のほか、道路や農業関係など、国、県、市の関係機関との協議、意見とかを聴取して、図書に反映するために時間を要してお

ります。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） その内容、今日、下館綜合卸センター地区の件だというのは聞いているのですけれども、昔の生い立ちで今の形になっていると思うのです。結果的に、どういうふうに持っていこうというふうにこの計画なっているのかなど。私いつも注目しているのですけれども、あの団地、卸団地で整備されました。それから、今商業施設とかいろいろあるようになりましたけれども、結構時間かかっているのですけれども、最終的にどういうふうにしようとしているのですか、それをちょっと聞きたいのです。

○委員長（三澤隆一君） それでは、根本都市計画課長。

○都市計画課長（根本嘉之君） 現行の地区計画は、建築物等の用途制限の中で、倉庫業を営む倉庫が建築できないこととなっております。しかしながら、近年、幹線道路沿道において倉庫業を営む倉庫を備えた施設の需要が高まっていることから、倉庫業を営む倉庫の建築を可能とする変更を進めているものでございます。

○委員長（三澤隆一君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 私もあそこに随分知り合いがいるので、業者は物すごくばらばらですよ。倉庫業、今聞きましたけれども、いろいろな制約を取っ払って自由度を高めるということで、そういうふうに理解していいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 根本都市計画課長。

○都市計画課長（根本嘉之君） 建築物等の用途制限を一部緩和というふうな形になります。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（増淵慎治君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） 飯山都市整備部長。

○都市整備部長（飯山正幸君） すみません、補足なのですけれども、議員御承知のとおり、もともと卸団地、地区計画をされていまして。地区計画をしてから10年たって、議員御承知のようにいろいろなものができていて、そもそも地区計画というのは市街化調整区域のところを地区計画をすることによっていろいろな用途をされているわけです。当初、卸団地については、先ほど建築できない用途制限が、倉庫業は建築できないよというような制限をかけていたのです。今回そういうような、副部長も言いましたけれども、倉庫業を営みたいという需要が増えてきたので、もう1回その調査をして、倉庫業用途の制限を外すと。これについては、先ほども言いましたように、県との協議、県知事の最終的に許可承認が必要になるので、おおむね1年以上、12か月、14か月程度かかってしまうので、どうしても年度内に事業完結が難しいということで、このたび繰越明許のほうをお願いしたというふうな過程でございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（増淵慎治君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) それでは、質疑を終結いたします。

ありがとうございました。

次に、議案第25号「筑西市手数料条例の一部改正について」のうち、分割付託分の審査を願います。

宅地開発課から説明願います。

金子宅地開発課長、お願いいたします。

○宅地開発課長(金子慎樹君) 宅地開発課の金子と申します。着座にて説明を申し上げます。

○委員長(三澤隆一君) 願います。

○宅地開発課長(金子慎樹君) 議案第25号「筑西市手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。

まず、改正に至った経緯ですが、令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害の発生を契機に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、既存の宅地造成等規制法を抜本的に改正した宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日に施行されました。

なお、茨城県では令和7年4月1日から水戸市を除く県内全域において、盛土規制法の規制区域に指定される予定となっており、開発行為等のうち一部の工事で新たに中間検査を実施することとなります。ゆえに、今回の条例改正は、その中間検査を本市職員が実施する際の手数料としまして、新たに加えるものでございます。

改正の内容でございしますが、筑西市手数料条例の別表につきまして、宅地造成または特定盛土等に関する工事中間検査手数料を新たに加えるものでございます。

なお、附則でございしますが、この条例の施行期日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(三澤隆一君) それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員(吉富泰宣君) 1点だけ教えていただきたいと思ひます。

この別表のほう、1件につき何ぼという形で金額書かれているのですが、この金額というのは全国一律なのですか、それとも筑西市の独自の金額になるのでしょうか。

○委員長(三澤隆一君) 金子宅地開発課長。

○宅地開発課長(金子慎樹君) お答えいたします。

こちらの金額は、茨城県内でほぼほぼ統一された金額となっております。

○委員長(三澤隆一君) 吉富委員。

○委員(吉富泰宣君) 以上です。

○委員長(三澤隆一君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三澤隆一君) 討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決をいたします。

議案第25号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第33号「筑西市営住宅条例の一部改正について」審査を願います。

まちづくり課から説明を願います。

渡辺まちづくり課長、お願いいたします。

○まちづくり課長（渡辺正法君） まちづくり課の渡辺でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○まちづくり課長（渡辺正法君） 議案第33号「筑西市営住宅条例の一部改正について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、市営住宅の用途廃止でございます。今回用途廃止を予定しております市営住宅は、箱ヶ島市営住宅及び川島駅前市営住宅でございます。これらの市営住宅は、建設から70年以上が経過し、耐用年数を超過した住宅であり、新たな入居の募集を停止しておりました。令和6年度において全ての住宅の解体が完了したことから、用途廃止を行うため所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1項の表にあります市営住宅の名称及び位置のうち、箱ヶ島市営住宅及び川島駅前市営住宅の項を削るものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行期日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

増淵委員。

○委員（増淵慎治君） これは議案質疑にも出ましたけれども、今までの市営住宅は古いということ。更地にして、財産を一般財産に変えて、用途は自由にして、売却も含めてやるよということで、そういうふうに理解していいのでしょうか。その確認。

○委員長（三澤隆一君） 渡辺まちづくり課長。

○まちづくり課長（渡辺正法君） 議員のおっしゃるとおり、行政財産から一般財産にいたしまして、その後については売却も含めて市で活用していくようなことも含めた上で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 増淵委員。

○委員（増淵慎治君） 筑西市も合併して20年ですけども、古い市営住宅はたくさんありますよね。市営住宅の意味は分かりますけれども、前にも私質問したことあるんですけども、古い住宅は新たな募集をしないで解体、もしくはそういう形でやるという方針でいると思うんですけども、まだたくさんあると思うんですけども、そういうリストなんかはあるのですか。

○委員長（三澤隆一君） 渡辺まちづくり課長。

○まちづくり課長（渡辺正法君） 住宅につきましては、一覧表で管理をしておりますので、築年から現在の入居者等も全部含めて管理をしておりますので、古い住宅で入居者が退去した住宅については、順次

国の交付金等をいただいて解体をしているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（増淵慎治君） まあ、いいでしょう。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決をいたします。

議案第33号「筑西市営住宅条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。お疲れさまでした。

次に、議案第44号「工事請負契約の締結について」審査を願います。

道の駅拡張整備推進課から説明を願います。

なお、総務部から提出のありました資料をタブレット端末に格納してありますので、よろしくお願いたします。

それでは、大久保道の駅拡張整備推進課長、お願いいたします。

○道の駅拡張整備推進課長（大久保勝浩君） 道の駅拡張整備推進課、大久保です。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○道の駅拡張整備推進課長（大久保勝浩君） 議案第44号「工事請負契約の締結について」でございます。

令和7年1月10日付で条件付き一般競争入札（電子入札）に付しました道の駅拡張整備造成工事について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、道の駅拡張整備造成工事。2、契約金額1億8,015万8,000円。3、契約の相手方、常陸・萩原特定建設工事共同企業体、代表構成員、筑西市蓬田350番地4、株式会社常陸建設、代表取締役、飯島賢一。構成員、筑西市大島79番地1、株式会社萩原建設、代表取締役、萩原嘉徳。令和7年2月19日提出でございます。

道の駅拡張整備において、各種工事に先行して盛土造成を行うことにより地盤の安定化を図るとともに、筑西市洪水ハザードマップで示されております浸水想定区域を解消するものでございます。また、既存道の駅との地盤高でございます標高を合わせることで一体性のある動線を確保するとともに、完成時に利用者が集まります駐車場やトイレ、休憩施設、遊びゾーンと既存の道の駅との回遊性を高めることにより、さらなるにぎわいの創出を図るものでございます。

次のページにございます参考資料「道の駅拡張整備造成工事 工事概要」を御覧ください。主な部分をご説明いたします。工事名及び契約金額につきましては、先ほどご説明しましたとおりでございます。工

事期間は、本契約の効力の発生する日の翌日から令和8年1月30日までの約10か月間を予定しております。なお、本工事の請負契約につきましては、令和7年2月4日に開札を行いまして、2月6日に仮契約を締結しているところでございます。落札率は87.73%でございました。

工事内容でございます、下の計画高平面図、赤色の枠で示した箇所が本工事での造成工事、2万9,977平方メートルでございます。造成工事に必要となります盛土量は4万3,200立方メートル、市内公共工事における建設発生土1万5,100立方メートルと、購入土といたしまして、リサイクル処理土2万8,100立方メートルを使用いたします。近隣自治会等へご迷惑のかからないよう、安全対策及び粉じん、排水対策等を講じまして、工事を進めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

塚田委員。

○委員（塚田砂与君） 入札参加業者名を教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 大久保道の駅拡張整備推進課長。

○道の駅拡張整備推進課長（大久保勝浩君） お答えいたします。

こちら入札でございますが、参加しました業者、9共同企業体ございますが、今回落札されました常陸・萩原特定建設工事共同企業体、2番目としましては、ミドリ・仲川特定建設工事共同企業体、3番目といたしまして、小葉・柴特定建設工事企業体、4番目といたしまして、飯田・森特定建設工事共同企業体、5番目といたしまして、篠崎・海老沢特定建設工事共同企業体、6番目といたしまして、ワイエスケイ・斉藤特定建設工事共同企業体、7番目といたしまして、ヤマイチ・川田特定建設工事共同企業体、8番目といたしまして、アロウズ・吉江組特定建設工事共同企業体、9番目といたしまして、関東・江田特定建設工事共同企業体の9団体でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 塚田委員。

○委員（塚田砂与君） ありがとうございます。この落札された常陸・萩原JVというのは、明野幼稚園の解体問題があった常陸さんですね。明野幼稚園の工事が終わらないうちに今回の道の駅を頼んで大丈夫なのか、どのくらいの規模の会社なのか、年間売上高とか従業員の数など分かれば教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 大久保道の駅拡張整備推進課長。

○道の駅拡張整備推進課長（大久保勝浩君） こちら業者に関しましては、指名選定委員会がございまして、こちらの指名選定委員会につきましては、所管が総務部でございますので、こちら都市整備部のほうではそういった内容的なものは直接把握していないというところでございます。

また、今回落札されました常陸・萩原特定建設工事共同企業体の従業員数につきましては、現在把握はしていないというところでございます。申し訳ございません。

以上でございます

○委員長（三澤隆一君） 資料があれば。

○道の駅拡張整備推進課長（大久保勝浩君） 失礼しました。契約方法につきましては、一般競争の電子入札でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 塚田委員。

○委員（塚田砂与君） ありがとうございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） これ先ほど話があったように、続けて同じような会社が取っていると。私にいろいろな声が入ってきます。それなので、今回あえて、所管が違いますのであれだったのですが、総務部契約検査課から資料として頂きました。今後様々な、また道の駅関連の入札があると思います。これ部長のほうから提案してもらいたいと思うのですが、資料出ていますよね。これ当然最低ラインが出ています。そこでランダムでやるということなのですが、ランダムのやり方がくじ引きなのですよ。これよくよく考えてみますと、つまり何が言いたいかというと、不幸になってしまう職員が出てしまうのが一番最悪なケースだと思うのです。でも、不可抗力か抗力があるかということはいずれにしても、もう性善説の前提ですから。ただ、これだと10本ありますが、実際は下か上かですから、1本だけ分かっていたらいい話ですよ。例えばの話です。子供ではなくても、遊びではなくても印をつけられたとします、くじに。そうすると、下か上かを決めるわけです。0.9からはマイナスになるわけです。10.0から上がプラスになるわけです。その1本さえ分かっていたら、上か下かが分かるわけですよ。たかだか、10種類ありますけれども、これを1,000万円の工事に当てはめると9,000円です。上下のあれが9,000円なのです。1,000万円で0.0009という。だから、これはそんな印なんかつけられるはずがないし、つけているはずがないのですけれども。でも、それであっても、極端な話、子供の世界ではつけることが可能であればやれますよね。そういうことも。ですから、私は完全にそういうのも消したほうがいいと思う。例えば箱の中にボールが10個入っています。それを取ります。よっぽどボールの大きさでも違くなければ、それこそ分らないですよ。取ってあれなやつだから。言っている意味分かりますか。よっぽどボールの大きさが違くなければ、取って、その人が魔法でも使えなければ、それはきっと本当に不可抗力なのだと思うのです。ただ、10本の中からこれを選ぶのだとすれば、それは入る隙がありますよね。きっと入る隙がある。だから、やっぱり次からの入札、これは総務関係なのでここでは話せないですけども、できればそういうふうに部長のほうから、これもちょっと変えてくれと。きれいにやるように。そういった提案というか、そういうことを提言していただければなど、そういう意味で質問させてもらっているのですけれども、どうですか。

○委員長（三澤隆一君） 飯山都市整備部長。

○都市整備部長（飯山正幸君） ありがとうございます。田中委員が言っているのは、実際は立会い者、要するに大久保道の駅拡張整備推進課長のほうでそれぞれ棒が入っているのを1本引いてということで、この表があるところで当然最低制限価格に掛率をしているわけですよ。田中委員が言いたいのは、棒ではなくてボールみたいな方がいいというふうな……

（「例えばの話ですよ」と呼ぶ者あり）

○都市整備部長（飯山正幸君） （続）おっしゃるように、こういうふうなくじを引いているというのが皆さん分かっていないと思うのです。ですから、契約検査課のほうには、例えばそういうふうな形でやっている、人為的なものではなくてやっているというのはお伝えをしたいと思いますし、確かに疑義を疑われるということは職員にとっても私どもも、先ほど言いましたように、この入札は電子による入札で、指

名選定委員会では2者JVということしか分からないので、私も開札があるまではどこの業者が入札したとかというのは全く分からない状況ですので、疑いを持たれないように契約検査課のほうにはそういうような委員さんからの要望があったというはお伝えをさせていただきます。それについてどのようにしていくかというのは総務部の判断だと思いますので、その辺ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（三澤隆一君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） ぜひそういう提言を、先ほど言ったもう1回、1から10までは関係ないです。くじは。ただ、AからJで、Jのくじだけ分かっていたら、棒の特徴だけ分かっていたら。そうすると、かげをくむということはないわけです。極端な話。その棒だけ分かっていたら。だけれども、それは分かるはずがないし、分かっていないと思います。ただ、それは分かる気になれば分かりますよね。傷を1つつけてしまえば。極端な話。だから、そういうふうなことがないように、誰も不幸にならないように、ボールなら、例えばの話、ボールの大きさが違うのであれば選べますけれども、ボールでも何でもいいのです。箱の中を出すような、様式は分からないです。どういう方法があるか。この方法だとやっぱり、先ほど私が言った疑義も含めたような話が出てはちょっと本末転倒だなと。そういうことなので、ぜひそういうところは改革していただきたい。これから大型工事が出ますから。そういう意味で提言させていただきました。よろしくをお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 飯山都市整備部長、お願いします。

○都市整備部長（飯山正幸君） 今委員からご提案あったことについては、総務部のほうに伝えさせていただきますと思いますので、ありがとうございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 1点だけ。完成計画高平面図の部分で、これ米印の注記で全ての工事、各種工事が完了した状況で造成盛土多数、舗装等を含めた高さとなっているのですが、この絵柄のとおりまでが今回の契約金額に含まれていますよということでもいいのですか、それとも先の話ですか。そこだけ確認させていただいてよろしいですか。

○委員長（三澤隆一君） 大久保道の駅拡張整備推進課長。

○道の駅拡張整備推進課長（大久保勝浩君） お答えいたします。

こちらにお示しをさせていただいた色がついているものは最終的な完成でございます。こちらはその下の段階です。造成工事を行いまして、例えばでございますが、舗装工事、駐車場部分につきましては、路盤構成としまして、下層路盤で碎石を15センチ入れます。その後に舗装厚で5センチでございますので、20センチでございます。その下地の段階で今回造成まで仕上げていくというところでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決をいたします。

議案第44号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。お疲れさまでした。

以上で都市整備部の審査を終了いたします。

執行部の入替えをお願いします。

〔都市整備部退室。上下水道部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長、お願いいたします。

○下水道課長（岡本崇生君） 下水道課の岡本です。よろしく願います。着座にてご説明します。

○委員長（三澤隆一君） それでは、願います。

○下水道課長（岡本崇生君） 議案第13号のうち、下水道課所管の補正予算についてご説明いたします。

4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款8土木費、項4都市計画費、事業名、団地排水施設修繕事業3,465万円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。これは、幸町団地汚水処理場の電気設備改築工事において、電子部品等の納期遅延により工事の年度内完了が困難なため、これに伴います施工監理業務委託も併せまして繰越しするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） これも1件だけ。

電子部品の納期遅延というのは、逼迫しているとなるとどのくらい遅延を今現時点想定をされているのか教えていただければよろしいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

工期の延長につきましては、当初電気設備改築工事につきましては、令和6年10月から3月までを予定していましたが、部品が遅れるということで、6月の末まで工期の延長を予定しております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第13号について、全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

議案第13号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第16号「令和6年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」について審査を願います。

水道課から説明を願います。

澤部水道課長、お願いいたします。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○水道課長（澤部明典君） 議案第16号「令和6年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

初めに、第3条を御覧ください。予算第5条に定めた継続費のうち、創設事業（協和浄水場取水設備工事）、総額8,280万円を令和6年度に実施しないことから、これを廃止する補正をお願いするものでございます。

戻りまして、第2条を御覧ください。支出、第1項建設改良費、既決予定額から令和6年度年割額の3,312万円を減額するものでございます。これに伴い資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「8億1,553万6,000円」を「7億8,241万6,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「9,655万円」を「9,354万円」に、過年度分損益勘定留保資金「7億1,898万6,000円」を「6億8,887万6,000円」に改めるものでございます。

概要等背景を説明させていただきますと、現在、協和浄水場の排水区域におきまして、井戸の取水量が十分でないことから、時折節水をお願いしなければならない状況にございます。SNS、LINE等を通じて、今年度2回ほどお願いしていたこととございます。区域内の皆さんの生活に支障を来すおそれがありまして、一日でも早い改善を目指すために、井戸の掘り替え工事、これを実施するものでございます。井戸の掘り替え工事につきましては、まず井戸を掘る工事、掘り上がった井戸の揚水量に合わせたポンプの選定。そして、最後になりますが、今回当該工事の取水ポンプの設置や配管工事、これを実施する複合工事、これとございます。当該工事までの工程は、とてもタイトなものではございますが、順調に進捗した場合には一日でも早い改善が図られるため、継続費の設定をして、順次実施してきたところでございます。しかしながら、最後の当該工事が今年度に着手できないことから廃止の補正をお願いするものでございます。

なお、補足となるのですが、当該工事につきましては、来月4月に着手予定でございまして、令和7年

度、単年度での完了を予定してございます。したがって、令和7年度予算に改めて計上させていただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決をいたします。

議案第16号「令和6年度筑西市水道事業会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第34号「筑西市下水道条例の一部改正について」審査を願います。

下水道課から説明を願います。

岡本下水道課長、よろしくお願いいたします。

○下水道課長（岡本崇生君） よろしく申し上げます。着座にて説明いたします。

○委員長（三澤隆一君） では、申し上げます。

○下水道課長（岡本崇生君） 議案第34号「筑西市下水道条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例の改正につきましては、国が定める標準下水道条例及び下水道法施行令が改正されたことを受け、筑西市下水道条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。第11条第1号中「第17条に規定する排水設備工事主任技術者が1人以上専属している者である」を「第17条第1項に規定する主任技術者を選任している」に改める。

第17条第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、県内の他の営業所の主任技術者の職にある者を選任することを妨げない。

第17条第4項各号列記以外の部分中「に専属する」を「が選任する」に改める。

これらは、排水設備指定工事店における主任技術者1名以上の専属義務を選任に改めるとともに、県内の他の事業所について兼任することを妨げないとするにより、指定工事店における受注機会の拡大に寄与するものでございます。

次に、第22条第1項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。これは、今般大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから改正するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） これも1件、課長教えてください。

「専属させ」を「選任し」に改める、これなのですが、それによって技術者の方が、専属だからそれし

かできなかったことを選任という言葉に変えることによってほかにも仕事の幅が広がりますよということが目的ですよという整理でよろしいのかどうかちょっと教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 岡本下水道課長。

○下水道課長（岡本崇生君） 答弁申し上げます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決をいたします。

議案第34号「筑西市下水道条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で、上下水道部所管の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、執行部の退室を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（三澤隆一君） 以上で経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果の報告につきましては、委員長に一任いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時45分